

## 1. 経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針2018，平成30年6月15日閣議決定）

### 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

#### 4. 新たな外国人材の受入れ

##### (2) 従来外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。（中略）このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

## 2. クールジャパン分野における外国人材受入れの現状

### ○ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当する活動を行う（一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事する）場合は在留可

#### 【「技術・人文知識・国際業務」に該当する例】

- ・コンテンツ分野：専門士の資格を有し、絵コンテ等の作成といった主体的な創作活動に従事する場合
- ・ファッション、デザイン分野：専門士の資格を有し、デザイナーとしての創作活動に従事する場合

### ○ 該当する在留資格がない場合は、在留することができない

#### 【該当する在留資格がない例】

- ・コンテンツ分野：専門士の資格を有しているが、背景画の色付け作業等にのみ従事する場合
- ・ファッション、デザイン分野：専門士の資格を有しているが、裁断・縫製等の作業にのみ従事する場合
- ・日本料理分野：日本料理の料理人として活動を行うための在留資格がないため在留できない

## 3. 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

### （平成30年12月25日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

#### 2 生活者としての外国人に対する支援

##### (5) 留学生の就職等の支援

平成30年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として在留資格に係る告示改正を行う。また、平成30年度中にクールジャパン分野等の専門学校等を卒業する留学生が就職できる業務の幅を広げるため、関係省庁との協議を踏まえ、同年度中に所要の措置を講ずる。